



埼玉県発行

規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十三号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十六年埼玉県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項を削り、同条第二項中「死亡し、又は失そう」及び「死亡又は失そう」を「失踪」に、「届け出義務者」を「届出義務者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「免許の取消しを申請する」を「法第九条第一項第一号の申請をする」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

二級建築士又は木造建築士は、法第八条の二(第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定による届出をする場合には、届出書に免許証を添えて、知事に提出しなければならない。

第六条第四項中「第九条前段」を「第九条第一項(第一号及び第二号を除き、第三号にあつては法第八条の二第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。)」に改める。

第七条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第十八条の見出し中「措置」の下に「の報告」を加え、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前項の規定により第一項」を「法第十三条の二第二項の規定により同条第一項」に改め、同項を同条とする。

第一号様式中

提出しないひまひまさい。

を

提出しないひまひまさい。

に

目次

規則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) 一

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) 二

○地籍調査の成果の認証 (西部創造) 二

○大規模小売店舗(既存店)の変更に関する告示 (商業支援課) 三

○大規模小売店舗の変更に関する告示 (土地水政課) 三

○電子納品保管管理システム開発業務委託に関する落札者等の公示 (技術管理課) 四

○測量法に基づく公共測量の実施(用地課) 五

○測量法に基づく基本測量の実施(〃) 五

○所沢都市計画用途地域の変更(都市計画課) 五

○収去した飼料等の試験結果の概要の公表 (農総研水田農業研究所) 五

○普通肥料の検査結果の公表に関する告示 (〃) 七

○県道中新田入間川線の供用の開始 (川越県土) 八

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 八

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (秩父県土) 八

○開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土) 九

○〃 (杉戸県土) 九

- 1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。 いる いない
- 2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない
- 3 取り消されたことがあればその年月日 年 月 日
- 3 禁錮以上の刑に処せられたこと又は建築に関し罪を犯し罰金以上の刑に処せられたことがありますか。 ある ない
- あるときはその罰及び刑

- 1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。)を受けていますか。 いる いない
- 2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある ない
- あるときはその罰及び刑 ()
- あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 年 月 日
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 ある ない
- あるときはその罰及び刑 ()
- あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 年 月 日
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない
- あるときは、その日 年 月 日
- 5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ない
- 業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百八十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日
平成十九年八月二十一日
埼玉県知事 上 田 清 司
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人感性の教室
- 三 代表者の氏名
本橋 潤子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市川口三丁目二番一六

〇七号リブレ川口

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちに対し、学校、放課後、休日などのあらゆる場で、子どもたちの知性・感性・身体性を総合的に育むための教育支援、子どもの教育に関する調査研究、学習教材の開発、教育支援ボランティアの育成並びに教育関係者をはじめ一般市民への教育に関する提言や講習会などの事業を行い、子どもの健全な育成と教育環境の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百八十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供す

る。

平成十九年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年八月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人フラミング

三 代表者の氏名
松川 るみ子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字的場二千八百四十番地三十五
五 定款に記載された目的
この法人は、支援を必要とする障害者に対し、日中活動の場を提供し、またその他の福祉サービスの利用を推し進めることなどで、障害者一人一人の人生の歩みが、その人らしくいきいきとしたものである様支援していくことを目的とする。

平成十九年八月二十一日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百九十号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。
平成十九年八月二十一日

秩父市	調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
	平成十七年度 平成十八年度	地籍図 地籍簿	三十四枚 一冊	廿六木向	平成十九年 八月十四日

埼玉県告示第千二百九十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十二号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第三条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ワルツ(WALTZ)
所沢市日吉町十二番一号

ロ 変更の概要
大規模小売店舗の名称

(変更前) 所沢駅西口再開発ビル

(変更後) ワルツ(WALTZ)

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 二万五千三百二平方メートル

(変更後) 二万五千三十一平方メートル

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 西武鉄道西口駐車場 午前九時四十五分から午後七時三十分

(変更後) 西武鉄道西口駐車場 午前九時四十五分から午後八時三十分

ハ 変更年月日

平成二十年四月九日

ニ 届出年月日

平成十九年八月八日

二 縦覧期間

平成十九年八月二十一日から平成十九年十二月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年八月二十一日から平成十九年十二月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千二百九十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノジマ所沢本店

所沢市大字山口字梨子ノ木戸七百八十八番地の二 外

ロ 変更の概要

設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

(変更前)

大和工商リース株式会社 代表取締役社長 梶本六夫

大阪府大阪府中央区農人橋二丁目一番三十六号

(変更後)

大和リース株式会社 代表取締役社長 梶本六夫

大阪府大阪府中央区農人橋二丁目一番三十六号

ハ 変更年月日

平成十九年四月一日

ニ 届出年月日

平成十九年八月六日

二 縦覧期間

平成十九年八月二十一日から平成十九年十二月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年八月二十一日から平成十九年十二月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千二百九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年八月二十一日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

電子納品保管管理システム開発業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部技術管理課建設IT担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成19年6月29日

4 落札者の氏名及び住所

三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号

5 落札金額

26,040,000円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成19年5月11日

埼玉県告示第千二百九十四号

測量計画機関の長であるさいたま都市計画事業南平野土地区画整理事業代表者
さいたま市長相川宗一から次のとおり公
共測量を実施する旨の通知を受けたので、
測量法(昭和二十四年法律第百八十八
号)第二十九条において準用する同法第
十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種類

公共測量(三級、四級基準点測量及
び出来形確認測量)

二 作業期間

平成十九年八月十三日から平成二十
年三月二十四日まで

三 作業地域

さいたま市岩槻区南平野土地区画整
理事業地内

埼玉県告示第千二百九十五号

測量計画機関の長であるさいたま都市
計画事業江川土地区画整理事業代表者さ
いたま市長相川宗一から次のとおり公共
測量を実施する旨の通知を受けたので、
測量法(昭和二十四年法律第百八十八
号)第三十九条において準用する同法第
十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種類

公共測量(三級、四級基準点測量及
び出来形確認測量)

二 作業期間

平成十九年八月十三日から平成二十
年三月二十四日まで

三 作業地域

さいたま市岩槻区江川土地区画整理
事業地内

埼玉県告示第千二百九十六号

国土交通省国土地理院長から次のとお
り基本測量を実施する旨の通知を受けた
ので、測量法(昭和二十四年法律第百八
十八号)第十四条第三項の規定により公
示する。

平成十九年八月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量(高精度三次元測量及び河
川事業に伴う水準測量)

二 作業期間

平成十九年九月十八日から平成二十
年二月二十八日まで

三 作業地域

高精度三次元測量

さいたま市、越谷市、三郷市、吉川
市、蕨市、戸田市及び北葛飾郡松伏町
河川事業に伴う水準測量
加須市、北葛飾郡栗橋町、北埼玉郡
大利根町及び北川辺町

埼玉県告示第千二百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第二十一条第二項において準用する
同法第十八条第一項の規定により、所沢
都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都
市整備部都市計画課において縦覧に供す
る。

平成十九年八月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五
号)第五十六条第七項の規定により、平成十九年七月に収去した飼料等の試験結果

の概要を次のとおり公表する。

平成十九年八月二十一日

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁 雄

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日	飼料の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要										備考			
				粗たん白質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リン%	揮発性塩基性窒素%	水溶性窒素%	ペプトン消化率%	TDN%		ME kcal/kg	その他(水分)	
株式会社ジャパソフアイード鹿島工場茨城県神栖市東深芝2番地11	H19.7.18 有限会社タカギ物流 日高市大字鹿山851-3	日清丸紅印子豚用人工乳アタックフード	19.7	18.0以上	3.0以上	3.5以下	7.0以下	0.60以上	0.50以上							13.2	
日清丸紅飼料株式会社鹿島工場茨城県神栖市東深芝2番地5	同上	日清丸紅印肉豚用配合飼料エースター	19.6	14.5以上	2.5以上	4.0以下	7.0以下	0.35以上	0.25以上							14.3	
豊橋飼料株式会社千葉工場千葉市八幡海岸通44番地	H19.7.19 豊橋飼料株式会社本庄ストックポイント 本庄市小島1117番地	ワルトほ乳期子豚用人工乳ピッツグウエル	19.7	18.0以上	5.0以上	3.0以下	7.0以下	0.60以上	0.50以上							11.5	
同上	同上	ワルトほ乳期子豚用人工乳パールク4	19.7	18.0以上	4.0以上	3.0以下	6.0以下	0.60以上	0.40以上							11.7	

(注) 1 飼料の名称の欄中の「㊟」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄にあつては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があつた場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要	備考
豊橋飼料株式会社千葉工場千葉市原市八幡海岸通44番地	豊橋飼料株式会社本庄ストックポイント 本庄市小島1117番地	飼料	ワルトほ乳期子豚用人工乳ピッツグウエル	19.7	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
同上	同上	飼料	ワルトほ乳期子豚用人工乳パールク4	19.7	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	

- (注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「㊟」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
- 2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十五号

平成十九年八月二十一日

埼玉県農林総合研究センター所長 繁 雄

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。
平成19年7月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			検査項目	検査の検査	
消石灰	秩父石灰工業株式会社	特製消石灰	主成分—AL		
消石灰	秩父石灰工業株式会社	最上特選消石灰	主成分—AL		
消石灰	秩父石灰工業株式会社	顆粒消石灰	主成分—AL		
消石灰	秩父石灰工業株式会社	アグリ 72	主成分—AL		
消石灰	岩水石灰工業株式会社	60.0消石灰	主成分—AL		
消石灰	菱光石灰工業株式会社	72菱印特選消石灰	主成分—AL		
消石灰	菱光石灰工業株式会社	72菱印特選顆粒消石灰	主成分—AL		

- 注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、及び混合した試料1点について検査した結果である。
- 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 3 主成分の略号は次のとおりである。
AL—アルカリ分

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年八月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
中新田入間川線	狭山市大字青柳字苗間一五〇番一地从先から同市大字青柳字東馬知屋敷四三六番一地从先まで	平成十九年八月二十三日午前十時	延長五八・五〇メートル(平成十九年七月二十七日付埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十九号で告示した道路予定区域)

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年七月十九日

第一九〇〇四八〇号

二 検査済証番号

平成十九年八月十日

第一九〇〇七六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字福田字円正寺

三九三八―一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字福田三九三八

小久保 辰男

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成十九年八月二十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加 和隆

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第五号	平成十九年七月十二日	一 秩父郡横瀬町大字横瀬字拾貳番六四四六番	六・二〇	八〇・一五	秩父市荒川贄川一九〇〇番地三 株式会社 丸殖住建 代表取締役 浅見武生

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十四号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月二十一日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年六月八日

指令行整第一九〇〇一九〇号

二 検査済証番号

平成十九年八月八日第十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字牛重字上前九〇

一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷲宮町桜田三丁目一番一

六一四〇二

黒川 昇

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十四号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月二十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年五月九日

指令杉整第一九〇〇一六〇号

二 検査済証番号

平成十九年八月十三日

杉整第六八三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字逆井二三二一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町字逆井二三三番地

濱田 聡

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)